

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人益田東部福祉会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人益田東部福祉会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常務理事(業務執行理事)という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常務理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間528,000円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間64,000円以内とする。
- 3 非常勤役員の報酬は、別表1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 4 評議員の報酬は、別表2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通

勤費支給基準に準ずる。

- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、別表3に基づき出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金などを控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日(定時評議員会の議決日)から施行する。

この規程は、令和3年6月21日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

会 議	金 額	備 考
評 議 員 会	2,000円	会議出席の都度、報酬として一人一律に支給する。
理 事 会	2,000円	
監 査 会	2,000円	
そ の 他	2,000円	

別表2

会 議	金 額	備 考
評 議 員 会	2,000円	会議出席の都度、報酬として一人一律に支給する。
そ の 他	2,000円	

別表3

種 別	100km未満	100km以上	備 考
日 当	6,000円	8,000円	
宿 泊 費	12,000円	15,000円	
鉄 道 賃	乗車賃・特急	乗車賃・特急	
自 動 車	実 費	実 費	
船 舶 費	実 費	実 費	
航 空 運 賃	—	実 費	